

# 2025年度 夜勤実態調査結果

## 概要

日本医療労働組合連合会（佐々木悦子中央執行委員長・155,650人）は、「2025年度夜勤実態調査」を実施しました。この調査は、医療機関で働く看護職員等の夜勤実態を全国的規模で把握するため毎年実施しているものです。2025年6月の勤務実績（324施設・2,472職場・看護職員90,153人、看護要員110,646人分）の調査結果がまとまりましたので報告致します。

※以下（ ）内数字は2024年度結果

## 「2交替」職場では5割弱の病棟で、心身に与える影響や安全面でのリスクが高い「16時間以上の長時間夜勤」となっている

- ・8時間以上の長時間勤務となる「2交替」病棟の割合は、54.8%（50.7%）と昨年より増加し、過去最多となった。「16時間以上」の長時間夜勤は、「2交替」職場のうち、病棟数の47.5%（51.3%）、看護職員数の46.0%（49.4%）と、昨年度より減少したものの5割弱で高止まりしている。長時間夜勤における健康面や安全面へのリスクは海外の研究からも明らかになっている。健康に安全に働き続けるには、長時間夜勤に対する労働時間規制と夜勤日数の制限が必要であり、現状の改善が急がれる。

## 夜勤要員の不足が常態化していることにより、看護師確保法・基本指針に明記されている「月8日以内（2交替では月4回以内）」の夜勤では收まらず、特にICU（集中治療室）・CCU（冠疾患集中治療室）等では回数オーバーの割合が増加している

- ・「3交替」の平均夜勤日数は7.76日（7.85日）。「月9日以上」は24.6%（26.9%）。
- ・「2交替」の平均夜勤回数は4.11回（4.09回）。「月4.5回以上」は37.0%（38.5%）。
- ・重篤・重症の急性期患者を見る「ICU・CCU等」では、「3交替」月9日以上が42.1%（40.4%）、「2交替」月4.5回以上が59.1%（57.9%）と、深刻な実態が続いている。

## 疲労が回復できない「8時間未満」の勤務間隔は約4割。インターバル協定「有」は2割にとどまり、多くのところで協定未締結

- ・勤務間隔「8時間未満」は39.1%（37.5%）にも及んでいる。ILO（国際労働機関）第157号勧告の基準を満たさない、勤務間隔「12時間未満」は53.9%（52.4%）と昨年度より増加しており、依然として、過酷な労働環境の中で日勤と夜勤を繰り返しながら働いている看護職員が非常に多い。
- ・インターバル協定は「有」19.9%（17.6%）。「働き方改革関連法」により、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務として規定されたものの、インターバル協定を締結しているところはまだまだ少ない。

## 3割強の施設が夜勤協定「無」

- ・夜勤協定の有無は「有」65.7%（71.3%）、「無」34.3%（28.7%）。3割強の施設で夜勤に関するルールがない実態は非常に深刻である。早急に夜勤協定締結に向けての議論を開始し、長時間夜勤の規制と夜勤日数の制限など、健康面と安全面に配慮した協定締結が必要である。同時に、夜勤協定が順守できる人員配置を求めることが重要な課題である。